

国循発総第 10072002 号
平成 22 年 7 月 16 日

各医療機関長 殿

独立行政法人
国立循環器病研究センター
総長 橋本



独立行政法人国立循環器病研究センターにおける「平成 22 年度循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の研修」について

平素より、当センターの調査・研究等の実施に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

循環器病診療に従事する医師等の研修については、従来より、「循環器病診療に従事する医師等の研修について」(平成 19 年 4 月 23 日付け医政発第 0423003 号)に基づき、厚生労働省が実施しておりましたが、本年 4 月 1 日に施行された「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成 20 年法律第 93 号) 第 14 条第 3 号に基づき、当該研修は、本年度より当センターが実施することとなりました。

なお、従来、研修料は無料となっておりますが、別添のとおり新たに研修料をご負担いただくこととなっております。

つきましては、「循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領」(別添) 及び「研修実施計画」(別紙(1))、「研修内容」(別紙(2)) を御確認の上、受講をご希望される場合は、「受講者調書」(別紙様式) 等必要書類を、平成 22 年 10 月 22 日(金)までに独立行政法人国立循環器病研究センター研究医療課医療係宛てに御提出いただきますようお願いいたします。

収	受
平	22.8.2
健	第 号
大阪府	

(照会先)
独立行政法人
国立循環器病研究センター
研究医療課医療係
Tel:06-6833-5012 (内線 2247)
E-mail:koresawa@mgt.ncvc.go.jp

循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領

1. 目的

わが国の循環器病対策の一環として、循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に対し、高度の専門的知識及び技術を修得させ、専門職員の技術・知識の向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

(1) 医師

循環器病診療に従事する者で、医師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(2) 看護師

循環器病診療に従事する者で、看護師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(3) 診療放射線技師

循環器病診療に従事する者で、診療放射線技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(4) 臨床検査技師

循環器病診療に従事する者で、臨床検査技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(5) 臨床工学技士

循環器病診療に従事する者で、臨床工学技士の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

3. 研修実施施設

独立行政法人国立循環器病研究センター

〒565-8565 大阪府吹田市藤白台5丁目7-1

電話 [06] (6833)5012

4. 研修定員・研修内容

職種別の研修定員、研修課程、研修内容は受講者の構成等を考慮して研修実施施設において別に定めるものとする。

5. 研修実施期間

研修実施期間については、研修実施施設において別に定めるものとする。

6. 受講者の選定及び通知

各所属施設長より推薦された者の中から当センターにおいて受講者を決定し、各所属施設長を通じて受講者に通知する。

7. 経 費

受講料は独立行政法人国立循環器病研究センターが別途定めるものとする。

なお、受講地への旅費、滞在費等は受講者側の負担とする。

8. 宿泊施設

原則として、斡旋しない。(但し、希望者は受講決定後、研修実施施設へ別途相談すること。)

9. その他

(1) 携帯するもの

白衣、筆記用具、印鑑

フィルムバッジ (医師、診療放射線技師のみ)、その他研修実施に必要なもの

(2) 研修期間中の受講者に対する一切の責任は、所属施設長が負うものとする。